

令和2年(2020年)4月30日

保護者 各位

八王子市子ども家庭部児童青少年課

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学童保育所への登所自粛について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本市教育委員会は、市立小学校の臨時休業期間を令和2年(2020年)5月17日までと決定しましたが、学童保育所は、引き続き社会・経済活動を維持するための就労などに従事し、やむなく家庭で保育ができない方のみを対象に規模を縮小した運営とさせていただきます。

つきましては、在宅勤務等の活用による、一層の登所自粛をお願いいたします。

保護者の皆様の行動は、大切なお子さまとご自身の命を守る取り組みにつながります。登所自粛の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

なお、登所自粛により、下記の対象期間を全休した場合は、保育料を徴収いたしません。

◆対象期間:令和2年(2020年)5月7日(木)から同月30日(土)まで。

※国の緊急事態宣言又は都の緊急事態措置の解除等の状況により、変更する場合があります。

全休することについては、現時点で手続等の必要はありません。6月30日までに、「欠席届」を児童青少年課又は学童保育所へ提出してください。

なお、5月分保育料を納付済みの方や5月末日に指定口座から引き落としがあった方は、6月分以降の保育料に振り替えることで二重納付とならないよう調整させていただきます。

※この通知は、本市の方針についてお知らせをするため、全ての保護者の皆様に配付しております。

【問い合わせ先】

子ども家庭部 児童青少年課

電話:042-620-7246

FAX:042-627-7776